

共同住宅（アパートなど）、 不動産賃貸業を営んでる方へ

- 和泉市内において、共同住宅などの不動産賃貸業を営んでいる方が所有する事業用資産は、土地・家屋とは別に、固定資産税（償却資産）の対象となります。
- 毎年1月1日現在の資産の状況を、その年の1月31日までに、申告してください。

償却資産とは？

会社や個人で工場や商店などを経営していたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりするなど、事業を行っている方が事業用に所有している資産で、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、減価償却額又は減価償却費として必要経費に参入されるものです。

税額の計算方法は？

各資産の取得価格と耐用年数を基に、課税標準額を算出します。課税標準の合計に固定資産税の税率1.4%を乗じて税額を計算します。

ただし、償却資産の課税標準額が150万未満の場合には、課税されません。

償却資産に関して詳しくは、ホームページもご覧ください。

〈お問い合わせ先〉

和泉市役所

総務部税務室 資産税担当

0725-41-1551(代表)

0725-99-8107(直通)

0725-45-9352(FAX)



《該当する主な資産》

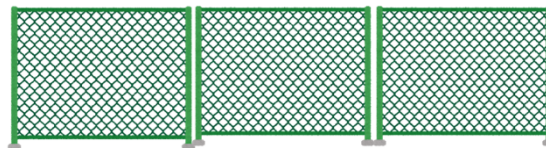
()内は耐用年数です。

記載の耐用年数は、標準的なものであり、構造又は用途により異なる場合があります。

コンクリートブロック塀
(15)



金属フェンス(10)



屋外照明設備、外灯(10)
緑化設備(20)

門・アーチ・看板
(金属製20・金属製以外10)



太陽光発電設備(17)
受変電設備(15)

ルームエアコン(6)
集合郵便受け(10)



自転車置場(10又は7)

屋外給排水設備(15)
下水道・浄化槽(15)

側溝(15)

アスファルト塗装(10)
コンクリート塗装(15)